

## 平成28年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

平成28年10月17日（月曜日）

開 会 午後 1時56分

閉 会 午後 3時22分

---

### ○会議に付した事件

1. 白老町民温水プール指定管理業務について
- 

### ○出席議員（7名）

委員長	小 西 秀 延 君	副委員長	及 川 保 君
委 員	前 田 博 之 君	委 員	大 淵 紀 夫 君
委 員	吉 田 和 子 君	委 員	吉 谷 一 孝 君
委 員	西 田 祐 子 君		

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

生涯学習課長	武 永 真 君
生涯学習課主査	浦 木 学 君
財政課長	大 黒 克 己 君
財政課主査	富 川 英 孝 君
総務課長	岡 村 幸 男 君
総務課主査	森 誠 一 君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局長	南 光 男 君
書 記	葉 廣 照 美 君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは、ただいまより総務文教常任委員会協議会を開催いたします。  
(午後 1時56分)

○委員長（小西秀延君） 本日の協議事項であります、白老町民温水プールの指定管理業務についてでございます。

きょう資料が渡されておりますので、その説明を町側からお願いいたします。武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 特別委員会もあり、大変にお疲れのところ申し訳ございません。これより、白老町民温水プールの指定管理にかかる懸案事項についてちょっとお話をさせていただきます。ご理解を得たいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

資料としましては、資料1、白老町民温水プール指定管理者募集要項、それと、資料2、白老町民温水プールに係る指定管理料について、資料3、勤務時間内での実施事業への指導時間というようなことで伺させていただきます。

それでは、まず、指定管理に伴う取り組み状況についてでございます。本町におきましては、白老町公の施設の指定管理制度に関する指針に基づきまして、平成18年度からまちが所有します11の体育施設について、指定管理者による管理運営を行ってきたところでございます。現在、当該施設の指定管理に当たりましては、施設の類似性や立地条件を踏まえ10施設を3つに区分し、指定を行っております。また、平成23年度からは、より効率性の高い管理運営、町民サービスの向上を図る観点から公募とし、さらには指定期間を3年から5年に延長しているところでございます。平成28年度今年度をもちまして指定期間が満了することから、平成29年度からの指定管理においても、前回と同様に広く指定管理者を公募の上、選定することを8月25日開催の白老町指定管理者候補者選定委員会に諮問したところです。

指定管理の考え方といたしましては、1つには、白老地区7施設、北吉原地区2施設及び町民温水プール1施設に区分しました。これは近隣類似の施設を一体管理し効率性を高めることにより、管理経費の削減が図られるとともに監理員窓口の一本化やサービス水準の一定化等、利用しやすい施設運営が期待できるためであります。

2つ目には、町民温水プールは他の体育施設に比べ実施事業が組み立てやすく、多様で効率効果的な事業展開が図られていることから、プール単独で指定管理を行いました。これは小規模団体の新規参入による相乗効果と質の高い事業展開につながり、町民サービスの向上が期待できるためであります。

3つ目としましては、指定期間を5年間としていますのは、指定管理団体における人材の育成、施設管理者としてのノウハウの蓄積や専門性の高まりにつながり、中期的な視点から計画性のある事業展開が可能となり、効率的な事業の企画運営、経営の安定化などが期待できるためというふうにしております。

それでは、資料1をごらんください。町民温水プールの指定管理者募集要項についてであり、指定管理者候補者選定委員会に諮問しました募集要綱は別添とおりでありますけれども、まちと指定

管理者間の解釈の違いを避けるため、募集要綱における記載事項の明確を図りました。

以降、主だった変更点のみ申し上げます。1 ページ目の5、利用料金に関することでは、2 ページ目の3、利用料金は個人利用料金とコース占用料金を指すと。また、(4) 指定管理者による減免が可能でありますけれども、その際の減収分についてはまちは補てんしないこと。

6 番、自主事業の実施にかかる手続等についてつきましては、(1) 事前協議と事前承認を要すること。(2) 書面による使用許可手続が必要であること。(3) 利用料金の支払いが必要であること。(4) その他により明確化し、改善を行っております。

また、7、指定管理に要する経費等として、(1) 委員会は指定管理者に対し、施設の管理運営にあたり、「最低限実施すべき業務に必要な経費（支出）」から、「利用料金（収入）」を控除した額を目安として、協定書に定めた指定管理要領を支払うこと。(2) といたしまして、指定管理費は、年度協定書により定めること。さらに、(3)、(4) では、過去の項目になかった修繕費、備品購入費の金額について明示し、(5) では、指定管理者による利便性向上策及び利用者増加策に対する対応についてつけ加えております。なお、指定管理者の指定協定書の締結までの流れにつきましては、3 ページの8 のとおりでございますけれども、8 月25日に第1 回目の白老町指定管理者候補者選定委員会に諮問後、9 月1 日から募集要項を配布し5 日に説明会を開催、21日に質問に対する書面による回答を行い、去る10月5 日応募を締め切り、今後は10月28日に予定しております。第2 回指定管理者候補者選定委員会において、団体によるプレゼンテーションにより指定管理者を審査選定し、12月定例会において指定議決をいただく計画であります。

また、リスク分担表につきましては、6 ページのとおりでございますが、下段の米印1 のとおり、物価変動は基本的に指定管理者の負担としておりますが、原油価格高騰、電気料金値上げなど予想を超えた分につきましては協議事項としております。一方、将来的に予想される消費税増税など税制や法令改正につきましては、原則、委員会の負担ではございますけれども、これも協議事項として定めています。

その他、1 番下の注といたしまして、この表に定める基準によりがたい特別な事情や掲げる事項以外については、まちと指定管理者が協議してリスク分担を決定するということといたしました。

次に、この募集要項に基づき、平成29年度から5 カ年の指定管理を円滑に行うため、資料2 により白老町民温水プールにかかる指定管理料についてご説明を申し上げ、ご確認を賜りたく願います。

資料2 をお開きくださいませ。まず、1、基準管理費についてであります。こちらの1 番最後のページに白老町民温水プール基準管理費用というのがございます。こちらは指定管理者の募集に当たり、町が設定した基準管理費用は5 カ年合計で1 億3,022万円であり、1 年当たり2,604万4,000 円であります。基準管理費用とは、指定管理者に対してまちが支払うべき管理費用の基準となる額であり、原則として指定管理費用の範囲内の応募団体を選定することとしております。

次に、2、基準管理設定に係る支出と収入についてであります。同じく、今見ていただいた一番最後のページの表面をご参照願います。中ほどの維持管理費により、人件費は11人分1,453万7,000 円、物件費は1,785万7,000円の計3,239万4,000円とし、これから想定収入額635万円を控除した

2,604万4,000円を単年度の基準管理費用として設定しております。これに対して、3、指定管理者の選定についてであります。これにあたっては計3社からの応募があり、指定管理者候補者選定委員会において審査の結果、現在の指定管理者である都市総合開発株式会社白老支店を受託者として選定したところであります。なお、都市総合開発株式会社白老支店が提案した内容は、一番最後のページの裏面、管理にかかる収支計画書のとおりであります。

説明を戻りまして、3の表によりさせていただきますけれども、表中左側がまちの作成した基準管理費であります。右側が都市総合開発株式会社白老支店の提案の内容であります。これによりますと、人件費を200万円、いわゆる1,453万7,000円から1,653万7,000円万、200万円増額する一方、その差額を自主事業の収入からの100万円の補てんと一般管理費100万円の縮減によって捻出するものとし、指定管理料については、比重管理費に示された2,604万4,000円に影響のないものとして、提案選定されたものであります。人件費の増額の理由は、管理職員を嘱託職員から正規雇用へと雇用条件を変更し、職員みずからが水泳指導できる専門的な職員を雇用するためであります。

2ページ目をお開きください。プール利用者数の推移に関するグラフであります。当該施設については、平成18年度4万9,124人だった利用者が平成23年度までの6年間で1万6,740人、年間2,792人にも及ぶ利用者の減少が課題となっております。指定管理者の選定に当たりましては、民間の活力を活用することにより、施設の効果・効用を高めることに主眼を置き、指定管理者候補者選定委員会では、この点について高く評価したものであります。その結果平成24年からの都市総合開発株式会社による指定管理以降利用者の減少に歯どめがかかり、4年間で2,134人、年間533人増加するなど、徐々に増加傾向を示しております。

次に、4、各年度の指定管理料についてであります。この表、指定管理料決算額の推移にありますとおり、指定管理料につきましては各年度において、基準管理費に対して超過している状況にあります。詳細につきましてはあとで述べさせていただきますけれども、大きくは、1、燃料費の高騰、2、光熱水費、電気料の高騰、3、平成26年度の消費税増税の影響、4、修繕料及び、5、備品購入費の計上等が各年度において大きな影響を及ぼしております。

3ページ目をお開きください。細かく見てまいります。まず(1)消費税増税の影響についてであります。消費税は平成26年度より5%から8%に増税されたものであります。これを基準管理費に反映してまいりますと、表、消費税増税後の指定管理料についてのとおり、当初想定した基準管理費用に対する影響額は95万4,000円の増額となります。このことから、原則として利用料収入等には消費税改定の影響はないため、基準となる指定管理料につきましては、平成26年度及び27年度において、それぞれ2,604万4,000円に95万4,000円を加算し2,699万8,000円とすることが適当と考えられるものであります。

次に、(2)燃料費についてであります。燃料費につきましては、指定管理者の応募時期である平成23年10月におきましては、A重油の単価はリッター当たり79.8円でありましたが、指定管理が開始された平成24年4月期には94.5円にまで14.7円も高騰し、以降平成28年度に下落するまで高水準で推移しております。平成26年4月期においては106.9円にまで、リッター当たり27.1円も高騰し、この間の上昇率が34%にも上りました。この結果、燃料費については当初想定した基準管理費

を大きく上回る決算状況となり、平成24年度から26年度において786万2,000円、期間合計でも726万1,000円という大幅な増額となったものであります。

次に4ページ目をお開きください。(3)電気料についてであります。電気料につきましては、平成22年度から上昇傾向にあったものであります。平成23年3月の東日本大震災を契機により顕著となり、経済産業省提供の表のとおり平成23年度以降家庭向けの電気料金の平均単価は約25%もの上昇となりました。この結果、光熱水費については期間合計で108万7,000円の増額となっているものであります。

次に、(4)修繕費についてであります。修繕費につきましては、もともと基準管理費の設定にあたっては見込んでいないものではございましたが、平成24年度の予算編成段階において32万8,500円を措置し、以降も平成25年度35万円、平成26年度30万円、27年度33万7,000円と各年度において予算したもので、実績としては表のとおり期間合計で158万3,000円の増額となっているものでございます。

次に、(5)備品購入費についてであります。備品購入費につきましては、修繕費同様に当初の基準管理費には計上のないものでありましたが、表のように平成26年度に55万円、平成27年度には45万68円、期間合計99万5,068円として必要な設備の購入を是としたものであります。

次に5ページ目をごらんください。(6)主な支出の影響額についてであります。今までご説明させていただきましたとおり、当該指定管理期間においては、消費増税、燃料費、電気代の高騰といった、制度や経済変動等に起因する大きな影響がございました。これらによる各年度の影響額につきましては、主な支出の状況として表にまとめましたが、これらの多くはその影響を見越して、当初予算に計上し、あらかじめ指定管理委託料として拠出することを想定していたものであり、期間合計では、表中、右下のとおり1,266万1,000円の増額としていたものであります。

次に、リスク分担表の取り扱いについてでございます。指定管理料につきましては、リスク分担表に基づき、その負担区分を定めるものであります。今まで述べました消費税、燃料費、電気代、修繕費、備品購入費の5項目につきましては、原則として右端の対応結果における事由等の取り扱いに基づき増額したものであります。

なお、注1の下にあります米印に記載の特別な事情とは、通常予想の範囲を超えた物価変動(例)で平成20年度の原油価格高騰などについては、下段の日本原油輸入量・輸入額と原油CIF価格の推移のとおりでございます。最後に、次のページ6ページの6参考として、過去の各年度の指定管理の状況を示しております。平成18年度から20年度、平成21年度から23年度の6年間は体育施設を一括して体育協会に委託しており、温水プールにかかる経費だけを抽出することはできませんでしたけれども、やはりそれぞれ予算額が足りなければ補正し、指定管理を委託し運営を行っていたものであります。以上で資料2の説明とさせていただきます。

続きまして、資料3をごらんください。ここには勤務時間内での自主事業への指導時間についてまとめております。今年度28年度の4月から8月までのものでございます。3名の正規職員と1名の臨時職員の計4人が携わっておりますが、1番多いもので1日当たり3.4時間、少ないもので1.5時間従事しております。もちろん、自主事業を行っているからと申しまして、当然受付業務や監視

業務は配置しておりますし、また収益で得た収入を管理費に充当してきております。2枚目の資料につきましては、9月の決算審査時に提出させていただいておりますけれども、1、温水プール利用者数及び利用料金収入の、①、利用者数は施設利用者の内訳であります。団体としてサークル団体等で34%、指定管理者が実施する自主事業で41%、学校プール等の専用利用が8%で、団体利用の合計として83%、町内外の一般利用者等の個人利用で17%であり、圧倒的に団体利用者利用率が高い状況にあります。このように、現指定管理者におきましては、事業計画基本に協定書や施設条例、規則、要綱等を重視した運営に努め、利用者の利便性向上と利用者拡大を図り、過去においては数千人単位で利用者が減少する中、これを食いとめ毎年着実に入館者を増加させています。近年、プールの利用者が減少している要因といたしましては、少子化による影響、加えて団体利用において団体の指導者不足及び高齢化によりその活動の縮小が主な要因であり、指定管理者には、みずからその現況を把握し、減少を食いとめる運営能力が求められています。特に団体利用につきましては、第三者団体の利用率が下がっても、入館者数に影響がないよう指定管理の業務の中での貸し館業務にとどまらず、管理者みずから魅力ある自主事業を積極的に実施することが必要であるというふうに考えます。

そもそも指定管理者制度の導入目的といたしましては、多様化する住民ニーズに対応することを目的としており、さらには人口が減少する時代に貸し館に徹した取り組みから脱却し、指定管理者みずから自主事業を行い、新規利用者を獲得するとともにリピーターの確保は必要であることから、自主事業等は指定管理者本来の業務として取り扱うものというふうに考えております。まちは単なる貸館管理業務からの脱却を目指し、ノウハウある新指定管理者に自主事業をどんどんやってもらいたいとして、平成23年12月に都市総合開発株式会社を選定した経緯があります。指定管理者が単なる貸館業務に徹していったら、一般利用及び専用利用で利用者が維持できればよいのですが、そんなやり方では利用者の減少は食いとめることができません。自主事業を行うことは、住民にスポーツを楽しんでもらうという施設の設置目的の一環であり、白老町民温水プールにおける2の実施状況に示しているような水泳教室、スクール事業等の実施事業は、指定管理者の本来の業務として取り扱うものというふうに考えております。以上、資料1、資料2、資料3のご説明でございました。よろしく願いいたします。

**○委員長（小西秀延君）** ご説明が終わりました。質疑のあります方はどうぞ。西田祐子委員。

**○委員（西田祐子君）** 何点かちょっとわからないのでお伺いいたします。まず資料2のところの4ページのところ、下のほう備品購入費について、必要な設備の購入を是としとっているのですが、必要な設備とは何なんなのでしょうか。意味がわからない。ごめんなさいね。

2点目の、この資料3のところに書いてある勤務時間内での自主事業への指導時間と、これ二つ時間割があるのですけれども、これどういう意味なのでしょうか。私よくわからないのです。さっき説明ちらっとしていたみたいですが、何を言っているのかよくわからなかったのですみません。そういう意味での全然わからないのもうちょっと詳しく説明していただけますか。

**○委員長（小西秀延君）** 武永生涯学習課長。

**○生涯学習課長（武永 真君）** まず、4ページの備品購入費についての必要な設備ということで

ございます。こちらにつきましては26年度、27年度2カ年にわたってコースロープを8本購入したということでございます。

続きまして、資料3の横表の関係でございますけれども、A B C DということでAからCまでが正規職員でございます。Dが臨時職員でございます。A B Cがいずれも同じことです。左側が各曜日平均時間というのを記していて、右側が各曜日合計時間というようなもので示しております。主に右側で見ますと、Aの方でいきますと4月には43時間、自主事業への指導を勤務時間中に行いましたよということでございます。5月が35時間、6月53時間、7月46時間、8月57時間というものです。それを、右上にございますが、1日8時間とし1カ月22日、5カ月間を880時間とした場合に1日当たり2.7時間、勤務時間中に指導に出ているということの説明の資料としてつくらせていただいたものでございます。

○委員長（小西秀延君） 西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 最初のほうは説明わかりましたけど、この資料3のところ、こちらのほうのA B C Dで書いているこの12とか、11とかと書いているこちらの数字は一体何の数字になるのですか。各曜日平均期間って、2時間とか3時間になっていますよね。こちらのほうの合計時間が、言っている意味が全然分からない。説明が何を言っているのだから私、頭が悪すぎて全然わかりません。もうちょっと詳しくわかりやすく説明していただけないか。

○委員長（小西秀延君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 4人の方々が、自主事業に勤務時間中に赴いた時間数をこちらに記しております。それで、Aの方で申し上げますと、4月の月曜日ということになりますと、一応2時間ずつ出たということになりますけれども、最終的には4月の月曜日は6時間だったとていうような比較でございます。勤務時間は8時間です。

一応、私は右側で先ほどご説明差し上げて、1日当たりAの人でしたら2.7時間、Bの人でしたら3.4時間点、C、Dと記載とおりとということでご説明させていただきました。

○委員長（小西秀延君） 録音していますので、挙手の上ご質問願います。武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） ということで一応私のほうでは、右側の図を参考にしましてAの方でしたら1日当たり2.7時間、Bの方、1日当たり3.4時間、Cの方2.6時間、Dの方、1.5時間ということで説明をさせていただいたところでございます。

○委員長（小西秀延君） 西田祐子委員

○委員（西田祐子君） 大体、わかりました。そうしましたら、これで見ましたら上のほうに小さく月880時間と書いています。これ月880時間というのは、4月の880時間という意味ですか。私はちょっとよくわからないのだけれど、こういう表をつくった場合、4、5、6、7、8とあります。8月までの5カ月間で全体で何時間勤務時間があったのか、そのうちの234時間ありましたよいうふうにしないと意味がわからないのですけれどもそれを教えていただけますか。これで質問は大丈夫だと思うのです。

○委員長（小西秀延君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 資料3の下に書かれておりますとおり、1日8時間としまして1

カ月に22日間の勤務、その4月から8月までの5カ月間が880時間ということになります。Aの方ですと234時間勤務時間内で自主事業へ指導時間を割いておりますので、880割る234ということで、1日2.7時間というような数字を出したところです。

**○委員長（小西秀延君）** ほかに質疑をお持ちの方。前田博之委員。

**○委員（前田博之君）** 何点かありますけれど、ある程度わからなくなると困りますので、2、3点ずつやります。

今の質問の勤務時間と自主事業の時間いきました。それで、このうしろに同じ資料の資料3の2ページに、平成27年度の温水プール指定管理者による自主事業の実施状況とありました。これ別々に質問したいのだけれど、一緒に説明したからこちらに先に行きますけれども、この中で、全て自主事業になっていきますけれども、有料料金を取って講習している自主事業とはどれとどれですか。この町民を対象にしたのは別にして、まずそれを聞かないとだめです。それから質問していきます。

**○委員長（小西秀延君）** 武永生涯学習課長。

**○生涯学習課長（武永 真君）** 資料3の2ページ目、これの2、平成27年度温水プール指定管理者による自主事業の実施状況についてであります。こちらのにつきましては、全て有料ということで押さえております。

**○委員長（小西秀延君）** 前田博之委員。

**○委員（前田博之君）** そのうち、こういう自主事業のうち、夏休みこういう町民相手に特化したのは別として、選手育成とか選手教室とか、こういうので自分たちが有料料金を週何回か講習していますけれど、これを全て自分たちの実収入にしていますよね。その総額、その事業はどうですかということです。その中から今言った今年度の170万円出しているみたいですが、まずそれがあります。そして、今西田委員が1ページで聞きました。そうしたら、1例でいけば1人880時間あるうちに、234時間がこの自主事業にいつているのです。幼児教室、選手育成、成人水泳教室、今これ金額出ると思います。これは前に決算審査等委員会言っているのです、また言いたくはないのですが、有料事業でやって全て講師料を取っているのに、本来町が指定管理料で勤務時間を8時間なら8時間にして人件費を出しているのに、これだけの時間を自主事業にカットしている部分に対する人件費対応についてどのような扱いになっているのか。兼務みたい形しているけれど、先ほど課長は監視とか受付業務に支障がないと。確かにないかもしれない。だけれど、うちの場合は1日7人の想定でやっています。それによって安全管理しているのです。その中にこれから行けば2人か3人が、町が指定している勤務時間中にこういう自主業務に行っているのです。選手コースで入って、そうですよね。我々職員が2時間別な事業に行っているのと同じです。そういう部分の人件費の相殺、自主事業として振りかえとしてみる分、それをどういうふうにも整理されているのか。

**○委員長（小西秀延君）** 武永生涯学習課長。

**○生涯学習課長（武永 真君）** まず、27年度の自主事業の総額でございますけれども、資料3の2枚目の裏面でございますとおり自主事業収入につきましては、522万910円でございます。

続きまして、自主事業の考え方でございますけれども、先ほどもご説明させていただき繰り返しになるかもしれませんが、人口が減少する時代の中にあって貸し館に徹した取り組みから脱

却したいと。プール人口をふやし健康な人たちをふやす、そしてプールの利用者を確保するというようなことで、我々といたしましては勤務時間内に館内での自主事業にかかわる指導というものは、これは特に問題がないのではないかというふうに思っているところです。

**○委員長（小西秀延君）** 前田博之委員。

**○委員（前田博之君）** 私の答弁にちゃんと答えてください。今の答弁は指定管理している前提ですから。この2ページ見てください。多分子供水泳教室というのは、有料の水泳教室で470万円とっているのです。自分たちで今の私が言った町が人件費を払ってる人方以外に、この人方が対応できないときに外部の人を雇っているのです。この人に270万円払っているのです。私が言ったように、それでは職員が、町が指定管理料でみている880時間に対して234時間は別な業務についているのです。その部分の人件費は、町としてのお金を出している部分で、考え方と、どのような対応をしていますかということを知っているのです。その理由と、なぜそれだけ賃金カットしないのかということです。こちら財政厳しのですよ白老町。その見解をちゃんと求めておきます。これ決算審査等特別委員会でも言ったのだけれど、あのとき答弁していませんからね。

持ち帰るのなら持ち帰ってもいいです。あとで教育長と相談して答弁してください。

**○委員長（小西秀延君）** 武永生涯学習課長。

**○生涯学習課長（武永 真君）** 恐れ入ります。先ほどご説明をさせていただいたとおり、このプールというのは団体の利用によって持っている施設でございます。そのうち、指定管理者による自主事業がかなり高い割合を出ています。そんなことで自主事業があるということがプールの通年開館にもつながっているというふうなことで起こっておりますので、自主事業はどんどんやっていただきたいというようなまちのスタンスです。

**○委員長（小西秀延君）** 前田博之委員。

**○委員（前田博之君）** 何回言ってもだめだけれど、自主事業をやって利用者をふやしていくのは当たり前なのです。それだから、指定管理料で自主事業をやるために時間カットされている分、そのための賃金をなぜ町が出さなければいけないかということを知っているのです。彼らは自主事業をやって、有料料金取ったことがイコール入館料をふやすことなのです。鶏が先か卵が先かということになってしまうけれど、そういう理由は指定管理がやるのは当たり前なのです。この29年度の指定管理方針でいっているわけでしょう。そうではなくてそういうことを踏まえた中で、いくらでも人をふすのはいいのです。利用料金、これは入館料がふえるから、だけれども片一方で、はっきり言うけれどもうちでやっている受け付けをやったり、監視をやっている人は、休んだりなんかしてできないときはここに出ている外部指導員を雇って金を払っていて、町から管理料をもらっている人間を有料の講習料取って指導してるときに、町からの人件費を背負った人間がプールに入って自主事業に従事して、別に金をとっているということがあれば、外部コーチにも金を払っているのだったら、その人方の分2時間を仮に約34時間カットされているんだから、それ相当自主事業から払うべきでしょう。

課長のいう自主団体者をふやして入館者をふやすのは当たり前でしょう。手段としてはどんな手段であろうと。その前提にあって、現実的にそういう運営をしている部分についてどうですかとい

うことをいっているのです。もうこれ以上言いたくないから、どうしたらいいのでしょうか。

後で何らかの形で整理してもらえるように、言っておいてください。

**○委員長（小西秀延君）** これ、決算審査特別委員会でも前田委員から質問が上がっていて、今回そこを主眼をした委員会協議会ということになっていますので、時間とかの説明はこれ結構だと思うのです。その見解をどうなっているかということが、前田委員からの質問の主題でございますので、そこを町の見解としてきちっと答えられるようにしておいていただきますか。

武永生涯学習課長。

**○生涯学習課長（武永 真君）** まちはまちとしての考え方を持つためにも、近隣の市町村でも結構プールは指定管理されておりますので、その辺を細やかに調査した中で改めてまちとしての考え方としてお話をさせていただきたいというふうに思っております。

**○委員長（小西秀延君）** 岡村総務課長。

**○総務課長（岡村幸男君）** すいません。資料2のほうの指定管理者の選定の中で、これが出された中身だというふうに私ども把握してございまして、指定管理料については変更ないよと、利用料金収入については基準管理費の中でみているのは635万円、けれど土地総合開発のほうの提案は565万円ということで70万ほど少ないという、そういう見込みをとっているのです。ただ自主事業で170万円ほどふえるのだというこういう収入増加ということなのです。

ただこの収入増加をするためには、極端な話をするとこの人件費を200万円ふやしているということなのです。簡単に言うとそういうことなのです。だから、いわゆるここで見ているのは、人件費がこれだけふえるけれども収入も増加して、いわゆる町が支払うべきと指定管理料は2,604万4,000円に変更ありませんよという提案の仕方なのです。これをよしとしたということなのです。ですので問題は、この人件費を200万円ふやした部分が正規職員等への振りかえをして、その人たちが仕事をしやすい環境をつくってあげて、今、前田委員のほうから指摘のあった、A B C Dさんが年間これだけの、いわゆる自主事業のほうに参加するのはいかがなものかということだと思います。しかし、この提案のとおり200万円人件費をふやしているのはそういう意味なのです。こういうものに自主的なお金を使っていくから必要な経費として都市総合開発はみえています。だから収入ふえますよと、こういう見方をしているということなのです。そういう意味で当初そういうことで整理をされた。つまり、町側はこの自主事業をやるのにこれだけの人件費が認めたとということなのです。いわゆる協定で単年度協定で認めたということなのです。その中で、これだけの自主事業をやってもらった、結果的に利用者がふえた、こういう状況になっている。

ただ、その部分が明確にきちっと説明できるような状況で、当初から自主事業をやる際にどういう見込みで、いわゆる人件費をどう使うかということも含めて、町側のほうにきちっとして協議がされていて、明確に今ご質問に対して明確な答弁として、この事業に対する人件費はこのぐらいかかります。なおかつ収入として見込はこのぐらい入ります。そういう中で全体としてこの自主事業をやることによって、町の負担が新たにふえるだとかそういうことはなく、基本的にこのプールの利用者ふやすことが可能なのだという、こういうことがきちっと説明されていると私思いますけれども、そういうところの協議が具体的に、協議の結果が具体的にこの場できちっとした形で答

弁できなかつたということは大変申しわけないと思います。

しかし、考え方としては、そういう都市総合開発のほうの自主事業を展開する上で必要な経費は、基本的にこの中に入った提案としてみているのだと。これを認めているのだということをご理解をいただきたいということなのです。

**○委員長（小西秀延君）** 1前田博之委員。

**○委員（前田博之君）** ここで、備考欄で書いている部分を単純に読めばわかります。だけれど実態としては、私が言ったようにあれだけの時間をカットしているのだから、ほとんどの方は失礼だけれど、正職員というけれどあそこで働いている方は人材派遣とか、臨時とかの方が多いのです。その方がコーチのほうに回っているのです。それここでい今岡村課長が言ったのはわかります。だけれども、一般管理費からも100万円節約するから人権費にもっていくとっているのです。そして自分たちの嘱託職員を正規職員にふやしたりしている。この実態を見たら、結構正規職員がいっぱいいるのです。そういうことを踏まえて私言っているのです。そういうことが働いている人が、本当に今言ったように事業やる嘱託職員の給料を上げて、この分はこうですというのならわかりません。実態にあるかないかということも含めて私聞いているのです。額面どおりとればそうです。だけれどこれを、臨時職員、嘱託でも、1時間当たりの単価を割ってこの200何十時間に当てはめたときに、極端に言えば100万円そういう部分でちゃんと整理しているかということなのです。

それでこの間の決算審査等特別委員会でも、前安達課長は町からいえば一般管理費を、協定だからといっても人件費も一般管理費減らして人件費にもってくるのはいかながなものですかとっているのです。そういうことをちゃんと私は整理をしなければいけないのではないかとこの部分も含めて聞いているのです。

**○委員長（小西秀延君）** 岡村総務課長。

**○総務課長（岡村幸男君）** むしろ、都市総合開発は具体的に提案している金額は、正直にこれ出しているのだと思います。いわゆる、一般管理費の中にこの150何万円というのをみておいても全然提案としては問題ない中で、いかにその中で自主事業をやるためにどう財源を出すかというのは、これ提案書ですから、提案書とは別に最終的な協定の中でどう協定を結ぶかということにかかわってくる話ですので、今言われるように一般管理費をそのまま100万円落とすことがどうかというその金額の考え方はありますけれども、これを運営するための財源の確保もしくはその経費の削減をどこでやるのかということは、都市総合土地開発が随分こういう形では前向きに提案してきた中身なのかなというふうに、数字だけを見るとそういう理解もできるのかなと思っています。

ただ、前田委員がおっしゃるのは、やはりその額が余りにもちょっと増減し過ぎているのはどうなのと。むしろその今みたいな人件費を自由に自主事業に使ったり、本来、管理運営をしなければならぬプールの管理の人件費に使っているのかというそういう疑念が出てくるから、そここのところをしっかりとちゃんと整理をしているのかということだと。指摘されているのはそういうことだと思うので、これはやはり原課のほうで、本来やはりこの管理に必要な人件費とはいかながなものであるのかということをはっきりとそういう部分では整理をして置く必要があるというふうに考えます。ただ、現状の中で見る限りではその状況が、決算上の状況を見て当初の基準管理費の考え方を燃料費

が上がったとか、消費税が上がったとか、そういうことは別に自主事業を除いたプールの管理費用が、不当なこれで利益を得ているというそういう状況判断ではないと思います。ただ今言われた指摘のことというのは、やはりきちっと整理しておく必要があるだろうというふうに考えます。

**○委員長（小西秀延君）** 前田博之委員。

**○委員（前田博之君）** 27年度の見解だけは、今でも人件費出していますからその考えかたをちゃんとやることと、これからまた別にこの28年、今募集要項についてもやるけれど、この部分もこれ募集要項の中で今後運営上どうするかということの判断も求めておきます。

**○委員長（小西秀延君）** 岡村総務課長。

**○総務課長（岡村幸男君）** 今回、やはりこれだけこのことが、自主事業の運営についての考え方が議論になっておりますので、やはり選定の中での考え方というのは事業者にはきちっと確認をする必要があるかなと思っています。どういう形で自主事業を展開していこうとしているのかと。具体的にいうと、極端な話、自主事業に係る人件費と自主事業に係る費用というのは、できれば具体的に別にしたほうがわかりやすいというのはそのとおりなのです。ただ、実はスポーツ施設の運営において、必ずしも自主事業を行うことでプラスになるかとなったらなかなかそうにはならない経費的には、利用者数はふやせても経費的にはそのプラスになるかというとなかなかそうはならない。そういう中では、指定管理のいわゆる運営の中において、その自主事業の経費を町側が指定管理料の中で見ることが可能かどうかというこういうその判断が実はあります。むしろ、自主事業をどんどんやってもらうけれども、それでは指定管理を受けた指定管理者がその中でやっていけない、いわゆる赤字になってしまうということが想定されることもあるものですから、基本的にはその指定管理、支払われる指定管理の経費の中にそういう自主事業を行うべき費用もみることもこれ可能なのです。可能なのですが、それはあくまでも可能だからといって何ぼでも出すということにはなりませんので、そういう意味で自主事業というのは、町、教育委員会のほうときちっとした協議をしながら、こういう自主事業を展開していく、そのための経費はこれだけ係る、収入はこれだけ、マイナスなる場合は町のほうで例えば指定管理料として見てもらえますか。いやそれは見られませんと。このようになれば、自主事業が展開、例えば整備をしなければならぬとか、そういうこともありますし、一方で自主事業を行うことで経費はこれほどかからないけども収入はこれだけ上がります。そういう場合に施設を管理している指定管理者に全部その儲けいかしているのかという逆にそういう問題がありまして、それは一定程度、町との協議の中でこの程度のものについては、利益が出た場合については、例えば町のほうにその分を入れてもらえるかですとか、マイナスの場合もプラスの場合もそういう協議は当然行わなければならないものになっているわけです。ですから、今はそういう意味では、その辺が具体的に詰めの段階までいっていないのではないかとという前田委員のご指摘だというふうに思いますので、その辺は単年度協定を行う際には、自主事業を行うといったその自主事業の内容については、今みたいな視点できちっとした協議をした上で、赤字になるのか黒字になるのか、その際の収入はどうするのか、赤字になった場合はどちらが負担するのかというような協議は事例に行っておく、こういうこと大事なことだというふうに考えます。

**○委員長（小西秀延君）** ほかに質疑ございますか。

この件に関してはよろしいですか。大淵委員。

**○委員（大淵紀夫君）** 募集要項がございますけれども、1つは、別にかかる部分、協定書になく  
てかかった部分がございます。今度は30万円未満は指定管理者が払うと、備品購入費と修繕費。こ  
の2つについてはこういうふうに明確に今度はするということなのですけれども、今までもそうだ  
ったのかちょっとよくわかりませんが、例えば、そういう天変地異を含めた、物価の値上がり  
等々あります。消費税みたいなものは先にわかっているからいいけれどもそれ以外のもの、例え  
ばこれで、指定管理契約を結ぶときに上限額をここまでは町がみますと。これ以上はちょっと見ら  
れないというような、そういう契約を結んでいるものもたくさんあると思うのだけれども、そうい  
うことというのは一つ考えられないのかどうか。それは、上がれば全部見るのかと、その事業者の  
努力がなくて、例えば電気料金が上がった。重油代金が上がったとなったら全部町がみると、教育  
委員会が見るといような契約の方法と、上限ここまではみるけれどもこれ以上はみないというよ  
うな、あとは若干でも努力してくださいというその契約の仕方、努力をする努力義務みたい  
なものを課するといふのかな。そういうことがひとつその考えられないのか、それから、この2  
つのこの30万円までの部分なのですけれども、これは今までの中身でこのようにしたのだと思うの  
だけれど、これが、努力義務でできる範囲というのは、この範囲が妥当なのかどうか。なんていう  
のか、努力義務がきちっと相手に伝わらないとだめだと思うのです。何かオーバーしても全部出し  
くれるというふうになってしまうというのは1番だめだと思うから、上限枠認めたり、そういうこ  
とが、協定の中でできないのかなと思うのだけれど。

**○委員長（小西秀延君）** 岡村総務課長。

**○総務課長（岡村幸男君）** まず、この備品購入費ですけれども2カ年で60万円。これはむしろ指  
定管理者の受託者のほうが、入った収入で最終的に自分たちで用意をしてくれたといういうと  
すが、その経費として支出したと。当初町側の経費の中には入っていなかったけれども、この分を経  
費を出して整備をしたというものなので、いわゆる都市開発のほうでそれだけ努力をしたとい  
うことなのです。本来やはり備品を整備するというのはやはりきちっとした協議の中で、単年度ごと  
にどのようなものが必要なのかということは協議をしておくということは大事なことだと思  
います。

特に数カ年の、今回5年という形ですが、5年の間で必要な備品の更新等についてはあらかじめ  
そういうものも含めた協議をしておくということは大事なことだというふうに思います。ただ今回  
は、そのコースロープが不足していたということの中で、受託者側が整備をしたということだと思  
います。

もうひとつ今の、例えば燃料費が10%上がったら10%全部みるのか、もしくはでは1%上が  
ってもみるのかと、こういう議論が当然出てくる部分です。ここにつきましてはやはり事業者の自主  
的な努力というのが必要になってくる部分だと思います。なので、単純に上がったから全て上  
がった部分を見るということではなくて、例えば物価変動の中でも、何パーセント以内は受託  
者のほうで、指定管理者側のほうで上がったとしても吸収しなさいと。そういう努力を  
しなさい。だけど、これ以上上がった場合については町のほうでみま  
すということは、それは考えられないわけではなくて、そういう努力義務を持  
っていくということは、それは可能だというふうに思います。

特に契約関係でいうと、前はやはり物価変動率を超えたものについては基本的には町側のほうで設計変更を行うと。だけど、それ以外のものであればそれはやはり工事を請け負ったほうでもそれを吸収しますという考え方が当然あるわけですから、そういう考え方に基づけば、この指定管理の経費についても同じような考え方はとれるというふうに理解できますので、その辺についても単年度協定の中で、その辺はきちっと事業者と打ち合わせというか協議した中でやっていくということは、今の大渕委員のご質問としてはお答えできるのかなというふうに思います。

それと、全体として上限がいくらかといういわゆるそのリミットをかけるというお話なのですが、ただそれはなかなか難しいと思います。やはり各費目においてそれが適切なものなのかどうかという個別に判断をしなければ、これはやはり難しい部分かなというふうに思います。今の指定管理者制度というのは、実は協定ということでお話しさせていただいているのは、やはり契約ではないのです。あくまでも行政処分的一种という行為なのです。そのために委託費を決めるその額ですとか、それからその細目的なその事項を決めるということについては、指定管理の指定後に協議によって協定をするという考え方なのです。先ほどお話ししたとおり契約行為とは違うために、こういう単年度の協定を結ぶと。これはあくまでも行政処分的一种だということなのです。なんだけれども、今お話があったとおり、大渕委員のほうからもお話ありました、前田委員のほうからもお話あったとおり、だからこそ、いわゆるその協議の内容はちゃんとしっかりとしておかなければだめだという、こういう話だというふうに思います。そういう意味では、そのことを結ぶ際には最大限判断をした、考慮して判断をして協定を結ばなければならないだろう。

それからその経費の考え方です。先ほど言ったように赤字になってもいい、それから黒字になったらどうすんだという、こういうような話がちゃんと自主事業を行う際には、きちっと整理をした上でその経費をどこで見るべきなのかいうことを、それはやはり自主事業者のほうで見るべきですとか、そういうような考え方をしっかりしなければだめだということだと思います。そのことは今後の単年度協定結ぶ際には、私どものほう、指定管理の総合的な対応の関係は今総務の行革のほうで担当しておりますので、そういうような考え方も私どものほうと担当するその各所管課のほうとも十分その辺の協議はして、ご指摘のないような形で取り組んでいきたいとこのように思っております。

**○委員長（小西秀延君）** 大渕紀夫委員。

**○委員（大渕紀夫君）** そこわかりました。それで、例えば財務会計かどうかわからなけれど、この基準管理費の2,604万4000円を年間で結ぶのがあります。これ以外については年間協定で当初に必ず結ばなければいけないとなっているものなのかどうか。もし、そうでなければ、要するにこれは当初予算では出せる金額です。それ以外の金額というのは補正で全部組んでいけば、灯油はこれだけ上がったからこういう補正、電気料金これだけ上がったからこういう補正というふうにすると非常にわかりやすいのです。

今のやり方は、基準管理料が2,604万4,000円なのだけれど、年間で初めから3,000何万円で結んだものだから、これはこの分みて、この分みてとてやっているでしょう。3,000何万円なら3,000何万円でも、それは法律的にできるとなっているからやっていますとこうなるのだけれど、わかるの

だけれども、もし僕が言っているのが可能であれば、それを全部補正で出してくれば、補正予算全部チェックになるのです。議会のチェックになるのです。できないし面倒だとかいろいろあるかもしれないけれど、できるのであればそういうふうになれば、指定管理基準管理は2,600何万円とわかっていて、あとは全部補正で増減していけばそれ必ず議会の中でチェックされていくわけです。そういうふうにはできないものなのではないでしょうか。そうすれば明らかになるから、みんなわかるでしょう。

**○委員長（小西秀延君）** 大黒財政課長。

**○総務課長（大黒克己君）** 不可能ではないと思いますけれど、やはり当初からその部分が足りないあるいは多いとかっていう部分については当初予算で整理すべきものだと思っておりますし、問題は、今回の例にとりまして基準管理料2,644万4,000円という部分に対して、例えば28年度の予算が何がふえて変わっているのかという部分を当初予算で明確に説明できるような体制をとって、それを当初予算説明会のときにきちっとお示しできれば、何がふえて、何が減ったのかというのはわかるのかなとは思っておりますので、その辺につきましては新年度からその辺は整理してやらせていただきたいと思っております。

**○委員長（小西秀延君）** 大淵紀夫委員。

**○委員（大淵紀夫君）** それもよくわかります。要するに問題意識がなければこうなるわけです。そしてさかのぼってしまうでしょう。予算も決算も全部議会議決を経ているのです。そういう中でこういう問題が出るというのは、1番議会の側も町の側もがまずい部分だと僕は思うのです。そうすると今言ったことが可能であれば、これはこの次からこうならないと思います。なぜかといったらみんなこのことに興味を持ったからこうならないのです。前田委員が質問したからこうなっているから、来年度予算からここはかなり厳しくやるというふうになると思います。

ただ、そうでない部分も含めて今回これが目の目を見て5年目で質疑、このようになったからなっているだけの話です。僕はやっぱり全体の財政問題を考えたときにやっぱりそういうことがきちっとできるような仕組みシステムに、原則的にできれば1番いいかなと思ったから聞いたのだけれどそこはわかりました。そういう意味で僕は聞いているのです。だって予算も決算もおっているのです。議会は、そういう中での議論なのです。これは町側だって本当に恥ずかしい、議会側だって何かおかしいという部分なのです。だから、そこはちゃんと自覚して、そういうことがなるべく起きないように仕組み、それから起きたら1回目で、例えば2年度目でわかるような仕組み、そういうことを考えるほうがいいのではないのかなとすごく思ったものだから今聞いたのです。

**○委員長（小西秀延君）** 大黒財政課長。

**○総務課長（大黒克己君）** ありがとうございます。今回の指定管理の問題だけではなく、全ての事業に対しても昨年に比べて、何がふえて何が減ったのかという部分はきちっと押さえなければならぬ事項だと思っておりますし、またもちろんそれを全て説明会の中で説明するというのは難しいとは思いますが、質問が来たときにはすぐ答えるような整理というのはやはりきちっとしなければならぬと思っておりますし、今回、これを契機にその辺はきちっと何の問題でふやしたのかどうなのかという部分につきましては、きちっと整理を今後もしていきたいというふうに思いま

すのでよろしく申し上げます。

**○委員長（小西秀延君）** 吉田和子委員。

**○委員（吉田和子君）** 私も、決算をすうっと通しているほうなので、余り強いことは言えないのですが、今総務課長のお話にありましたように、私たちのところ町民プールの指定管理募集要項というのをあまり見ることがないのです。こういう問題があったときに改めて見て、ここで1番引っかかったのは先ほど課長がおっしゃったように、事前協議ということがすごく引っかかったのです。事前協議があれば、そこで承諾されれば全ての物事が進んでいくような感じに受けとめられるのですどうしても。それが5年たって初めて気がついたというのは何かおかしいなと思いながら聞いていたのです。ですからこの事前協議のあり方というのをもうちょっと明確にしていかないと、この事前協議というのはだれがしているのと私は思ったのです。担当課長。それとも教育委員会の委員長がやっているの。それとも、プールのほうの関係の体育協会がやっているの。この事前協議というのは先ほど言った燃料の高騰とか、そういうのは議会にかけられますから、余分に出てきた部分は、議会で議論して当然上がっているのは私たちも理解しているから了承するのですが、指定管理の事業をやるときの事前協議に対しては議会はほとんどかかわることがなくて結果で知るわけです。ですからその事前協議ということのあり方をもうちょっと明確にしていだかないと、何か魔法にかけられたような、だれが何をどういうふうな理解をしたのかということが全然私たち理解できないのです。

だから、先ほど課長がおっしゃったように私も会計が別だったらもう少しはっきりわかったのではないかと思ったのですけれど、いろいろな団体ありますけれど、別会計でちょっとややこしいのをつくったりとか、自分の補助金とかかわりのないところでちょっと別会計でこれはこのように預金していますとか、そういう説明をしたりするような形のものがあるのですけれど、これ一緒になってしまったので、目ざとい私たちが見るのは人件費がどうだとか、そういうことだと思いのです。事業費の人件費200万円は少ないのではないのと思って、では赤字の部分、事業の自主事業は自分でやらなければならぬと、負担しなければならぬと書いてあるのに、なぜそのような差額が出てくるのと、そういうことぐらいい私たちが単純に見られないのです。その辺のことが明確になるような形になると、もう少しこういった問題が明確になってくるのかなというふうに感じるのです。

**○委員長（小西秀延君）** 岡村課長。

**○総務課長（岡村幸男君）** 1番最初この契機として、やはり前田委員のほうからのご質問、昨年度からあったわけでした、その段階でやはりきちっとしたその考え方だとか、どういうその整理をしているのかということが、やはりきちっとそれをお答えすることが必要だった。それがきちんとされていなかったことに端を発して、今年度も引き続きもう少しちゃんと説明すれということが起き上がってきたのかなというふうに捉えております。そのの部分では私ども反省しなければならぬというふうに思っています。ですから、この機会にやはり指定管理の単年度協定についてはきちっと、これは窓口はやはり原課にならざるを得ません。原課と指定管理者候補者、議会で選定のあった候補者ときちっと協議をした上で最終的な単年度協定を結ぶ、そういう状況になります。

その中で、私たちがやはり説明していく状況においては議員の皆さんから質問あったときには、そのことをしっかりその場でご説明できる、そういう対応をしていかなければならないかなというふうに思っております。そのことは今後十分気をつけて対応していきたいと思っておりますし、今回ご指摘のあった、特にその自主事業に関するいわゆる町の取り扱いをどうするかということについては、一定程度やはりこれは整理をした上で考え方としてはご説明をする必要もあるのかなというふうに考えておりますので、そういう対応を今後していきたいというふうに思っております。

**○委員長（小西秀延君）** 吉田和子委員。

**○委員（吉田和子君）** 白老町で、福祉関係で指定管理しているところがあります。定数に対して人員がちょっと減ったということで収入が減って一般会計から出したという議論があったときに、その要因は何かとかいろいろ議論がきちっと積み重なって、みんなが納得して、その上で人数を少し減らして、入所できる人員をふやしましょうということで赤字解消した。そういう明確なものが数値と理論と一致すると議会は理解できるというか、ほかにやっているものたくさんあるので、そういう明快な答えの中で議論ができるような形のものがいいと思うのです。ですからこういうことをやっていく上では事前協議というのは必要なのだと思うのです。1回1回議会に諮るとか、そういうことはできないかもしれないのですけれど、その説明が明確にできるような形をやっぱりつくっておくということが必要なこと今後思います。

**○委員長（小西秀延君）** ほかに質疑をお持ちの方。前田博之委員。

**○委員（前田博之君）** 前回、資料2で先ほどいろいろ議論したのでこれはいいです。燃料費とか何かについては決算審査特別委員会でも言っていますけれども、きょうも昼もやりましたけれどももう1回精査して、ここでオーケーではなくて担当のほうとちょっと整理してみたいと思います。

それで、新たに管理募集要項についてお聞きします。2ページです。確認だけしていきます。2ページの(4)です。指定管理者は条例・規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。ただし減免により、利用料金が減収となった場合でも委員会は補てんしない。とこういつている。これは当然だと思います。ただこの確認のしようがあるけれど、それでこれ特に変わった部分ということで説明があったので、ここがで変わったといった。

そして、7のところで、ここは非常に大事なわけだけれど、委員会は指定管理者に対し、施設の管理運営に当たり「最低限実施すべき業務に必要な経費（支出）」から「利用料金（収入）」を控除した額を目安として、これは当然です。しかし、協定書で定めた控除した額を目安としているのです。本来、これ先ほど減免については指定管理者が負担するし、指定管理料のいろいろな逐条解説いけば、収入が減った分は先ほど説明ありました指定管理者の責任なのです。ここで、「最低限実施すべき業務に必要な経費（支出）」から「利用料金（収入）」を控除した額ということは、利用料金が基本協定の料金を下回った場合は、上限なしで必要な経費から引いた分を出すという意味ですか。

それともう1点、(3)利用料金の支払いの③です。今まで総務課長からるる説明ありまして理解しました。ただ赤字になったら、黒字になったらという議論もあったのだけれどそれは別にしてここでちゃんといつているのです。自主事業に係る経費については、指定管理者の自己財源で賄うとうたっているのです。これちゃんと明確にしておかないと、先ほど総務課長がいつた部分でちょ

っと流動的なのです。含みあった言い方だけれど言っているのですから、これちょっと言明しなければいけないと思うけれど、この3点についていかがですか。

**○委員長（小西秀延君）** 岡村総務課長。

**○総務課長（岡村幸男君）** まず、目安として協定書で定めた指定管理を支払う。そのとおりで、だからといってこれが上限なく、いわゆる収入が少なかったからといって町が負担するかと、それはもうそうにはならなならないで、やはり協定の中できちっとそのことは努力するということをやった上で、収入見込み額がいわゆる少ないようであれば、やはりその段階でどういう手当てをとるのかだとか、そういう協議は当然入ってくるわけでして、その上で最終的にやはりどうしてもこれは無理だったというときには、どういう負担にするのかということはやはりそれも協議の対象になるのだろうというふうに思います。ですから青天井でそういう見るといって、そういう形にはならないということです。

それと、そのとおりで自主事業にかかる経費というのは、基本的に指定管理者の自己財源で賄うものという、今回プールに関していえばこういうことで募集をしたということですからこれが大前提になります。ただ先ほど私が言ったのは、いろいろな形態がありますから、必ずしもそうではなくて町側が経費を見る場合も当然中にはあるのだということこのことのご説明ですので、今回プールのほうはこういう考え方ちゃんと鮮明に出したということですから、これからはやはり自主事業をやるための経費というのは、自己財源で捻出するということだというふうに思います。

それともう1点。これについては実はできるのです。指定管理者が減免できるという考え方ですから、条例上はそのような規定になっていまして、いわゆるそういう処分も含めて指定管理者ができるというのがこの指定管理制度の考え方なのです。ただ、条例・規定には一定程度、できるといってもどういうものが減免の対象になるのだというそういう規定がございますので、基本的にはそれに沿った形で指定管理者が1件1件どうしましょうかという決裁を上げるのではなくて、その範疇において判断をするという考え方になっております。

当然団体等の減免の対象についても、それは指定管理者のほうでそれが減免の規定にあえば、それに基づいた減免措置をとれると、こういう形になっています。

**○委員長（小西秀延君）** 前田博之委員。

**○委員（前田博之君）** 先ほど大渕委員からもいろいろな点がありまして、私ももっともそうだと思います。思っていおうと思ったのですが、提言されましたのでぜひ守ってほしいなと思います。

それで1点、私、利用者としての立場、あるいはあそこを観察している立場でいくと、これは契約のほうの考え方になると思うのだけれど、あそこも施設がかなり老朽化しています。それとボイラーもこの前直した。そうすると、この今回指定管理5年ですけれど、本当にやれるかどうかという問題、可能性がなきにしもあらずなのです。何が言いたいかといったら、そういうリスクを負うのは、そのときに民間であれば当然中止、機械が壊れてできなくなったら営業補償を求められます。そういう部分のリスク的なものを条項として基本協定、契約書の中にうたっておく必要が私はあるかと思います。あと5年たったら正直な話、利用者もかなり減る可能性もあります。そのときに、夏はいいけれど冬季間だけ開館しようとか、半年だけ開館しよう。そういうことも具体的に議論さ

れてから出てくると思います。かなり経費かかってくると思います。ランニングコストが、そういう部分のリスク的なものが、そのときにトラブルなって町が持ち出しにならないような形の整理の契約はしておかなければいけないと思いますけれどもその辺の見解はいかがでしょう。これ大事なことから、ちゃんと残しておきますから。

○委員長（小西秀延君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 今のお話というのは施設が老朽化して、例えば使えなくなったとか、事業の中断をしなければならない。もちろんその施設が老朽化してそれを直すというのは町です。ただし、それを修繕するための期間が相当かかって事業を中断しなければならないといったときには、そのリスクをどちらで負うのだというのは基本的には協議事項になっているのです。一方的にそのことを事業者に求めるだとか、一方的に町のほうでそれでは全部負担しますということではなくて、最低限必要な経費として事業者側どうでしょうか。というようなことと町としてはやはり、これしか例えば見ることはできません。というようなやはりそういう協議の中で、最終的なその額を取り決めるという形になるかと思うのです。

ですから、現状の中でも休館したという経過もありますから、そういう中ではやはりその中のリスク分担をどう協議したのかということが、当然教育委員会の中ではそのことを協議したうえでこういう対応しましょうという決め方をしているのだと思います。現状の中で具体的にこの場合はこう、この場合はこうというものの明確なその基準というのは持ってごさいませんが、やはりその際にはリスクをどう捉えてどうそれを対応するのかということは、やはりどうしてもそれは相手方との協議の中でやっていかざるを得ないのかなというふうに考えてごさいます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

---

## ◎ 閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは、白老町民温水プールの指定管理業務について、委員会協議会を終了させていただきます。お疲れさまでございます。

午後 3 時 2 2 分